

# 認定住宅の新築等をした場合の 所得税額の特別控除

## 自己資金での認定住宅は最大65万円の控除

### 認定長期優良住宅

#### 概要

認定長期優良住宅を、住宅ローンなどを利用せずに自己資金で建てた場合に減税を受けることができます。標準的な性能強化費用相当額（上限65万円）の10%相当額が、その年分の所得税額から控除されます。

控除額がその年の所得税額を超える場合は、翌年分の所得税額から控除することができます。

これだけ  
お得です!!

控除額 = 標準的な性能強化費用 × 控除率

	消費税率 8%または10%の場合
標準的な性能強化費用相当額	上限65万円
控除期間	1年
控除率	10%
控除限度額	65万円

※住宅ローン減税（認定長期優良住宅）との選択制です。  
※居住用財産の買換え等の特例との併用が可能です。  
※その他の補助金等がある場合は金額が差し引かれます。

#### このような方が利用できます

- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定を受けた「長期優良住宅」を新築・取得した場合。
- 合計所得金額が3,000万円以下。
- 主として居住の用に供する住宅であること。
- 住宅の床面積は50㎡以上。
- 住宅の引渡しまたは工事完了から6カ月以内に入居。

2021年12月末までの制度です

2021年12月31日までに入居した方が対象です。

### 認定低炭素住宅

#### 概要

認定低炭素住宅を、住宅ローンなどを利用せずに自己資金で建てた場合に減税を受けることができます。標準的な性能強化費用相当額（上限65万円）の10%相当額が、その年分の所得税額から控除されます。

控除額がその年の所得税額を超える場合は、翌年分の所得税額から控除することができます。

これだけ  
お得です!!

控除額 = 標準的な性能強化費用 × 控除率

	消費税率 8%または10%の場合
標準的な性能強化費用相当額	65万円
控除期間	1年
控除率	10%
控除限度額	65万円

※住宅ローン減税（認定低炭素住宅）との選択制です。  
※居住用財産の買換え等の特例との併用が可能です。  
※その他の補助金等がある場合は金額が差し引かれます。

#### このような方が利用できます

- 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく認定を受けた「低炭素住宅」を新築・取得した場合。
- 合計所得金額が3,000万円以下。
- 主として居住の用に供する住宅であること。
- 住宅の床面積は50㎡以上。
- 住宅の引渡しまたは工事完了から6カ月以内に入居。

2021年12月末までの制度です

2021年12月31日までに入居した方が対象です。

制度の  
詳細

国土交通省

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html)

